

燃料電池自動車カーシェアリングは、広く市民への水素利活用機器の普及と低炭素社会の実現を図ることを目的に、環境省委託事業「地域連携・低炭素水素技術実証事業」のひとつとして実施いたします。利用を希望される方は、「周南市燃料電池自動車貸渡約款」を熟読いただきお申し込みください。

## 1. 登録について

利用にあたっては、まず登録をしていただく必要があります。

### (1) 登録対象者

市内に居住する者及び市外居住者で市内に通学又は通勤する者

### (2) 登録の際にご提出いただく書類

- ①燃料電池自動車カーシェアリング登録申込書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③運転免許証の写し
- ④市内に通学又は通勤している旨の証明書類の写し（市外居住者のみ）  
※学生証や健康保険証等

## 2. 利用について

### (1) 利用の際にご提出いただく書類

- ①燃料電池自動車カーシェアリング利用予約申込書（様式第4号）  
※先着順での予約受付となります。  
※受付の状況や車両の状態等により希望に添えない場合があります。  
※営業目的には利用できません。

### (2) 利用要件等

- ①貸出車両：ホンダ クラリティFUEL CELL（乗車定員 5名）1台
- ②貸出期間：令和3年8月10日から令和3年10月8日（予定）  
但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日の関する法律の規定する休日、イワタニ水素ステーション山口周南の休業日及び定期点検等による臨時休業日を除く。
- ③貸出時間：9時から16時まで
- ④貸出料及び燃料代：無料
- ⑤貸出可能回数：1人につき貸出期間中3回まで
- ⑥貸渡し及び返還場所：周南市役所本庁舎

### (3) 利用に際しての確認事項

- ①貸渡し時に、「貸渡証及び貸渡契約書」に署名いただくとともに、運転免許証の確認をさせていただきます。また、運行前点検をしていただきます。

②返還される前には、以下のところで水素を満充填してください。

充填場所：イワタニ水素ステーション山口周南

(周南市鼓海一丁目 324 番地 18)

※営業時間：月、火、水、金曜日（午前9時から午後5時）

土、日曜日、祝日（午前9時から午後5時）

午後0時～午後1時は除く。

③返還後、アンケートにお答えいただきます。

④FCVには、GPS機能が搭載されており、車両の位置確認や走行経路が記録されております。

⑤FCVには、ドライブレコーダーが搭載されております。

⑥運転にあたっては、法令等を必ず遵守してください。

⑦自動車保険の加入に要する費用負担はありません。

(但し、車両保険・対物保険の免責額は5万円)

⑧ 車両内は禁煙です。

⑨ その他の貸渡しに関する一切については、「周南市燃料電池自動車貸渡約款」に基づきます。

⑩ 本事業は実証事業のため、100 km以上の走行をお願いしております。

### 3. 登録から利用（返還）までの流れ

① 燃料電池自動車カーシェアリング登録申込書の提出

↓

② 燃料電池自動車カーシェアリング登録通知書の交付（登録番号の付番）

↓

③ 燃料電池自動車カーシェアリング利用予約申込書の提出

↓

④ 利用予約確認の連絡

↓

⑤ 燃料電池自動車の貸渡し

↓

⑥ 利用

↓

⑦ 水素ステーションで水素の充填

↓

⑧ 燃料電池自動車の返還、アンケート記入

#### 【利用予約について】

当面、予約については、以下の運用で行います。

●8、9月分予約：8月2日から受付開始

●10月分予約：9月1日から受付開始

●1人につき貸出期間中3回まで

### 4. 問い合わせ（申請書等提出先）

周南市役所 産業振興部 商工振興課 新産業推進室

TEL 0834-22-8837

FAX 0834-22-8357

メールアドレス [shoko@city.shunan.lg.jp](mailto:shoko@city.shunan.lg.jp)